

「成長ホルモン(GH)」 測定値への補正について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、(財)成長科学協会のホームページに「成長ホルモン測定値の補正式」について以下の内容が掲載され、各医療機関に情報提供するようお知らせがございました。掲載された内容は成長ホルモン(GH)の各社試薬において、キット間差が生じているため補正式を用いることが望ましいとされました。

つきましては、弊社委託先三菱化学メディエンスが使用しているベックマン・コールター社 CLEIA 法キット(アクセス hGH)については、本年3月15日以降に「成長ホルモン分泌不全性低身長症」及び「成人成長ホルモン分泌不全症」の診断を行う場合、測定値に1.4を乗じた値(補正式: $Y=1.4X$)により補正したGH値で判定することとされました。

「成長ホルモン治療適応判定」に当該検査をご使用される場合、成長科学協会が定めた補正式に換算し、評価いただきますようお願い申し上げます。

謹白

記

対象項目

- 501 成長ホルモン(GH)
※試薬名:ベックマン・コールター-CLEIA(アクセス hGH)

ご案内の事項

- 平成25年3月15日以降に成長ホルモン(GH)で「成長ホルモン分泌不全性低身長症」及び「成人成長ホルモン分泌不全症」の診断を行う場合、下記の補正式で換算したGH値で判定下さい。
※詳細は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知(3月5日雇児母発0305第1号)を参照下さい。
- 補正式: $Y=1.4X$ (Y:判定に用いる値 X:測定値)